

(建築物排水管清掃業)

1 保管庫について

〈保管庫の構造〉 ※屋根や側壁の構造、材質の説明（既製品であれば型番など） 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造	
〈機械器具を置く棚、箱などの構造〉 ※機械器具から水が流れ出たときの、水を処理する構造について	
〈機械器具の保管場所の規模〉 幅(m)×奥行(m)×高さ(m)	〔 ※機械器具を保管するのに適切な規模であること 〕
<input type="checkbox"/> 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっている	
〈他の用途との兼用の状況〉 ※あてはまるものにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 保管庫は、排水管清掃作業に用いる機械器具のみ保管している。 <input type="checkbox"/> 保管庫は、別の用途に用いる機械器具類も併せて保管している。排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所は独立しており、他のものを誤用するおそれはない。(→ <input type="checkbox"/> 図面への記入)	

2 自動車を保管庫とする場合（原則不可）

〈自動車を保管庫とする理由〉	
〈自動車の構造〉 ※車種、型式など、荷台（保管庫）の構造がわかるもの	
〈機械器具を置く棚、箱などの構造〉 ※機械器具から水が流れ出たときの、水を処理する構造について	
〈機械器具の保管場所の規模〉 幅(m)×奥行(m)×高さ(m)	〔 ※機械器具を保管するのに適切な規模であること 〕
<input type="checkbox"/> 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いない	
〈車庫の所在地〉	
〈作業の時期、別途専用の保管設備の状況〉 ※あてはまるものにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 一年を通じて使用しており、機械器具を自動車から降ろすことはない。 <input type="checkbox"/> 長期にわたって作業のない時期があり、機械器具を自動車から降ろす場合に備え別途専用の保管場所を用意している。 〈保管庫の場所〉	
<input type="checkbox"/> 上記1の保管庫を使用する <input type="checkbox"/> それ以外の保管庫を設けている	〔 保管庫の所在地： 保管庫の構造等は別添のとおり（上記1と同様に保管庫の基準を満たすこと） 〕